

税 目	税 率	税 率	納 期	条例で定める免除 及 び 減 免 事 項	免税点
軽 油 引取税	1 kℓにつき15,000円 〔平成20年5月1日から 平成30年3月31日まで の間の引取に係るもの〕 1 kℓにつき32,100円〕	左に同じ	毎翌月末日	(減免) 天災その他特別の 事情により被害を受 けた者のうち知事が 必要と認めるもの	
自動車 税	1. 乗用車 営 業 用 総排気量 1ℓ 以下 年額 7,500円 1ℓ 超 1.5ℓ 以下 年額 8,500円 1.5ℓ 超 2ℓ 以下 年額 9,500円 2ℓ 超 2.5ℓ 以下 年額 13,800円 2.5ℓ 超 3ℓ 以下 年額 15,700円 3ℓ 超 3.5ℓ 以下 年額 17,900円 3.5ℓ 超 4ℓ 以下 年額 20,500円 4ℓ 超 4.5ℓ 以下 年額 23,600円 4.5ℓ 超 6ℓ 以下 年額 27,200円 6ℓ 超 年額 40,700円 自 家 用 総排気量 1ℓ 以下 年額 29,500円 1ℓ 超 1.5ℓ 以下 年額 34,500円 1.5ℓ 超 2ℓ 以下 年額 39,500円 2ℓ 超 2.5ℓ 以下 年額 45,000円	1. 左に同じ	1. 賦課期日 4月1日 2. 納 期 5月1日～ 5月31日 道路運送車両法 第7条<新規登録> の規定による登録 を賦課期日後翌年 2月末日までの間 に申請をしたとき 登録の申請をし た日	(免除) 1. 商品であって使 用しない自動車 2. 消防専用自動車 及び救急専用自動 車 3. もっぱら公益の 用に直接供する自 動車で知事の認め るもの (減免) 1. 天災その他特別 の事情により被害 を受けた者のうち、 知事が必要と認め るもの 2. 一定の身体障害 者が所有する自動 車で自ら運転する もの、又は重度身 体障害者若しくは 精神障害者が所有 する自動車(重度 身体障害者で年齢 18歳未満のもの又 は精神障害者と生 計を一にする者が 所有する自動車を 含む)で当該重度 身体障害者又は精 神障害者のために 同一生計者が運転 するもの及び身体 障害者又は精神障	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及 び 減 免 事 項	免税点
	2.5ℓ 超 3ℓ 以下 年額 51,000円 3ℓ 超 3.5ℓ 以下 年額 58,000円 3.5ℓ 超 4ℓ 以下 年額 66,500円 4ℓ 超 4.5ℓ 以下 年額 76,500円 4.5ℓ 超 6ℓ 以下 年額 88,000円 6ℓ 超 年額 111,000円 〔ロータリーエンジンを原動 機とする自動車については エンジンの総容積にロータ ーの数及び1.5を乗じた数 値を総排気量とみなして上 記の区分を適用する。〕			害者のみで構成さ れる世帯の重度身 体障害者又は精神 障害者が所有する 自動車で、当該重 度身体障害者又は 精神障害者を常時 介護する者(当該 重度身体障害者又 は精神障害者と生 計を一にする者を 除く)が運転する もののいずれかに 該当する自動車の うち、知事が必要 と認めるもの(以 上いずれも1人につ いて1台に限る。)	
	2. トラック 営 業 用 最大積載量 1 t 以下 年額 6,500円 1 t 超 2 t 以下 年額 9,000円 2 t 超 3 t 以下 年額 12,000円 3 t 超 4 t 以下 年額 15,000円 4 t 超 5 t 以下 年額 18,500円 5 t 超 6 t 以下 年額 22,000円 6 t 超 7 t 以下 年額 25,500円 7 t 超 8 t 以下 年額 29,500円 8 t 超 年額29,500円に8 tを 超える1 t毎に4,700 円を加算した額 小型自動車に属するけん 引車 年額 7,500円 普通自動車に属するけん 引車 年額 15,100円	2. 左に同じ		3. 構造上身体障害 者の利用に専ら供 するためのものと 認められる自動車 のうち、知事が必 要と認めるもの 4. 中古自動車販売 業者が、賦課期日 において商品とし て所有し、かつ、 展示している自動 車のうち、知事が 必要と認めるもの	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及 び 減 免 事 項	免税点
	小型自動車に属する被けん引車 年額 3,900円 普通自動車に属する最大積載量8t以下の被けん引車 年額 7,500円 8 t 超の被けん引車 年額7,500円に8 tを 超える1 t毎に3,800 円を加算した額 最大乗車定員が4人以上 であるもの 総排気量1ℓ 以下 それぞれの年額に 3,700 円を加算し た額 総排気量1ℓ 超 1.5ℓ 以下 それぞれの年額に 4,700 円を加算し た額 総排気量1.5ℓ 超 それぞれの年額に 6,300 円を加算し た額 自 家 用 最大積載量 1 t 以下 年額 8,000円 1 t 超 2 t 以下 年額 11,500円 2 t 超 3 t 以下 年額 16,000円 3 t 超 4 t 以下 年額 20,500円 4 t 超 5 t 以下 年額 25,500円 5 t 超 6 t 以下 年額 30,000円 6 t 超 7 t 以下 年額 35,000円 7 t 超 8 t 以下 年額 40,500円 8 t 超 年額40,500円に8 tを 超える1 t毎に6,300 円を加算した額				

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及 び 減 免 事 項	免税点
	小型自動車に属するけん引車 年額 10,200円 普通自動車に属するけん引車 年額 20,600円 小型自動車に属する被けん引車 年額 5,300円 普通自動車に属する最大積載量 8 t以下の被けん引車 年額 10,200円 8 t 超の被けん引車 年額10,200円に 8 tを超える 1 t毎に5,100円を加算した額 最大乗車定員が 4 人以上であるもの 総排気量1ℓ 以下 それぞれの年額に 5,200 円を加算した額 総排気量1ℓ 超 1.5ℓ 以下 それぞれの年額に 6,300 円を加算した額 総排気量1.5ℓ 超 それぞれの年額に 8,000 円を加算した額 3. バス 営 業 用 一般乗合用のもの 定 員 30人以下 年額 12,000円 30人超40人以下 年額 14,500円 40人超50人以下 年額 17,500円 50人超60人以下 年額 20,000円 60人超70人以下 年額 22,500円	3. 左に同じ			

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及 び 減 免 事 項	免税点
	70人超80人以下 年額 25,500円 80人超 年額 29,000円 一般乗合以外のもの 定 員 30人以下 年額 26,500円 30人超40人以下 年額 32,000円 40人超50人以下 年額 38,000円 50人超60人以下 年額 44,000円 60人超70人以下 年額 50,500円 70人超80人以下 年額 57,000円 80人超 年額 64,000円 自 家 用 定 員 30人以下 年額 33,000円 30人超40人以下 年額 41,000円 40人超50人以下 年額 49,000円 50人超60人以下 年額 57,000円 60人超70人以下 年額 65,500円 70人超80人以下 年額 74,000円 80人超 年額 83,000円 4. 三輪の小型自動車 営 業 用 年額 4,500円 自 家 用 年額 6,000円	4. 左に同じ			

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及 び 減 免 事 項	免税点
	5. 特種用途自動車 営 業 用 霊きゅう車 年額 10,100円 そ の 他 年額 13,500円 自 家 用 キャンピング車 総排気量 1ℓ 以下 年額 23,600円 1ℓ 超 1.5ℓ 以下 年額 27,600円 1.5ℓ 超 2ℓ 以下 年額 31,600円 2ℓ 超 2.5ℓ 以下 年額 36,000円 2.5ℓ 超 3ℓ 以下 年額 40,800円 3ℓ 超 3.5ℓ 以下 年額 46,400円 3.5ℓ 超 4ℓ 以下 年額 53,200円 4ℓ 超 4.5ℓ 以下 年額 61,200円 4.5ℓ 超 6ℓ 以下 年額 70,400円 6ℓ 超 年額 88,800円 そ の 他 年額 18,400円 〔ロータリーエンジンを原動機とする自動車については、エンジンの総容積にローターの数及び1.5を乗じた数値を総排気量とみなして上記の区分を適用する。〕 6. グリーン化税制 (1) 税率の軽減 平成21年 4 月 1 日から 平成22年 3 月31日まで に新車新規登録された自動車のうち 電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車 通常税率の概ね50％軽減	5. 左に同じ			
		6. グリーン化税制 (1) 税率の軽減 平成20年 4 月 1 日から 平成21年 3 月31日まで に新車新規登録された自動車のうち 電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車 通常税率の概ね50％軽減			

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び 減 免 事 項	免税点
	平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ燃費基準+25%以上達成車 通常税率の概ね50%軽減 平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ燃費基準+15%達成車 通常税率の概ね25%軽減 (2) 税率の重課 平成10年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車、平成8年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車及びLPG車 通常税率の概ね10%重課	平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ燃費基準+25%以上達成車 通常税率の概ね50%軽減 平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ燃費基準+15%達成車 通常税率の概ね25%軽減 左に同じ			
鉱区税	1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区100アール毎 年額 200円 採掘鉱区100アール毎 年額 400円 2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 100アール毎 年額 200円 3. 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区 1の税率の$\frac{2}{3}$ (注) 100アール未満の端数は100アールとみなす。	左に同じ	1. 賦課期日 4月1日 2. 納 期 5月15日～ 5月31日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	